

山形県道路占用許可基準

山形県県土整備部道路保全課

令和2年2月28日現在

目次

第1 総則

- 1 占用許可の要件
- 2 占用許可の原則

第2 各占用物件の許可基準

- ア 電柱
- イ 電線
- ウ 街路灯、防犯灯
- エ 郵便差出箱
- オ 公衆電話（電話ボックス含む）
- カ 広告塔
- キ 掲示板
- ク 水管、下水道管又はガス管
- ケ アークード・がんぎ
- コ 仮設日よけ
- サ 地下街、地下道、地下室、地下駐車場
- シ 商品置場等
- ス 露店等
- セ ベンチ及び上屋
- ソ バス停留所標識（照明式は除く。）
- タ 照明式バス停留所標識
- チ 簡易軌条施設
- ツ 橋梁架設等
- テ 広告、看板等
- ト 建築工事施設等の一時占用
- ナ 自転車駐車器具及び原動機付自転車等駐車器具

第3 通知抜粋（別途掲載 ※近日掲載予定）

- 1 「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」
昭和40年7月13日道号外土木部長通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 「道路地下占用物件の取扱いについて」
平成11年7月1日道維第161号土木部長通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 3 「道路地下占用物件の取扱いの運用について」
平成11年7月1日道維第162号土木部道路維持課長通知・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

- 4 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」
昭和44年8月20日道政発第52号建設省道路局長通達・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

※掲載されていない通知については、各総合支庁建設総務課へお問い合わせください。

第1 総則

1 占用許可の要件

道路の占用は次の三つの要件を満たす場合に根拠許可できる（道路法（以下、「法」と略）第33条）。

- ① 占用物件が法第32条第1項及び施行令第7条に掲げる物件に該当すること
- ② 道路の敷地外に余地がないためやむを得ない占用であること
（ただし、自動車専用道路等の連結路附属地に設ける通行者の利便の増進に資する施設、NPO法人等が設ける並木、街灯等は無余地要件が排除されている（法第33条2項））
- ③ 法第32条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について、その内容が施行令で定める基準に適合していること

なお、②の「敷地外に余地がないためやむを得ない場合」とは、道路区域以外に物件を設置する土地や空間が全くない場合を想定しているのではなく、経済的な要素をはじめ諸般の事情を考慮したうえで、他に用地を獲得することが著しく困難な場合のことを指しているものである。但し、この「やむを得ない」ということについての判断は、特定の申請者の個人的な事情（例えば資金力など）からではなく、あくまで客観的、一般的な事情を考慮することにより行う。

2 占用許可の原則

前項の法で定められた要件の他、許可にあたっては次の原則を考慮する。

- ① 公共性の原則—道路は公共の財産であること、占用は多少なりとも一般交通の障害となることを考慮し、特定の者の営利のみを目的とした占用は許可すべきではなく、また、占用相互の関係においては公共性の高いものを優先すべきである。
- ② 計画性の原則—占用は、将来の道路計画はもちろんのこと、都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整されたものでなければならない。
- ③ 安全性の原則—占用が道路構造及び交通の安全に支障となる場合は、その支障となる度合を最少限にとどめなければならない。
したがって、施行令に規定された基準や県で定めた基準はもとより、その他の点についても多角的側面から慎重な審査を行わなければならない。

第2 各占用物件の許可基準

ア 電柱

- (1) 歩車道の区別のある道路では車道寄りの歩道上とし、歩車道境界石（以下「縁石」という。）に柱を付けて設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、道路の建築限界外とし下記によること。
 - (イ) 法敷のある場合は法尻に設置すること。
 - (ロ) 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設けること。また歩車道の区別のない道路ではその対側に占用物件がある場合、これと8m以上の距離を保たせること。但し、道路が交差し、接続し又は屈曲する場所においてはこの限りでない。
 - (ハ) 人家連担地域では、できる限り側溝の民地側に設置する。ただし側溝の道路側に建柱されている既設の建替えに当っては、民地側に移設することが困難な場合に限り側溝の道路側、側壁に接して設置すること。
 - (ニ) 電柱の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに道路の方向と平行して設けること。
 - (ホ) 許可に際し、電柱に広告や看板等を添加及び貼付しないこと。なお、添加は新たな占用となる。また、既設の許可更新についても同様に取扱う。

イ 電線

- (1) 地上電線の高さは、路面から5.0m以上とすること。ただし、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼす慮の少ない場合は、4.7m以上、歩道と車道との区別のある道路の歩道上では2.7m以上とすることができる。
- (2) 地下路線の占用については、道路工事に先行して行うもの以外は認めず、道路の敷地外に適当な場所がなく公益上やむを得ない場合に認める。設置場所は、歩車道の区別のない道路においては極力路肩部に、歩道がある場合は歩道内とすること。また、しばしば掘削することのないよう長期計画に基づいて行うこと。
- (3) 地下電線（ケーブル管を含む。）の頂部と路面との距離は、車道・路肩で1.2m以下（工事実施上やむを得ない場合は0.8m以下）、歩道・法敷等で0.6m以下としないこと。
- (4) 地下電線の立上がり用管は道路に面しない側に設けること。

※ 上記のほか、地下電線の埋設及び電線管路の橋梁添加等に関する基準については「道路地下占用物件の取扱いについて」（平成11年7月1日道維第161号土木部長通知）及び「道路地下占用物件の取扱いの運用について」（平成11年7月1日道維第162号土木部道路維持課長通知）による。

ウ 街路灯、防犯灯

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上における配線は原則として地下埋設とすること。
- (2) 灯柱の高さは照明灯下部から5.0m以上とすること。ただし、歩車道の区別のある歩道にあっては3.0m以上とすることができる。
- (3) 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、やむを得ない場合を除き縁石に接して建柱すること。
- (4) 地下の根入は灯全体の長さの6分の1以上とし、通常予想される風雪等に耐え、倒壊又は破損等により人畜に被害を及ぼし、又は交通に支障を与える虞れのないものであること。
- (5) 歩車道の区別のない道路では、下記のとおりとする。
 - (イ) U型側溝及びL型側溝のある場合は、周囲の状況からみて他により難しい場合に限り、道路内側側溝に接して設置すること。
 - (ロ) 法敷のある場合は法肩又は法敷に設置すること。
 - (ハ) 道路の曲角部及び横断歩道の接続部を避け、消火栓から5.0m以上火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
 - (ニ) 構造物の形状、色彩及び間隔等はなるべく同一とすること。
 - (ホ) 電灯は路面の照度を均等にし、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。
 - (ヘ) 灯柱を他の支持柱に兼用させないこと。
- (6) 商店・事業所・個人などが設置するもので、専らその者の所有・管理する特定の建物又は敷地をのみ照明するものについては、道路占用を認めないものとする。

※ 灯柱の設置基準及び灯柱への添加に関する基準については、「防犯灯について」（昭和38年4月11日道号外土木部長通知）及び「街路灯柱へ添加する物件の取扱いについて」（昭和46年9月14日道第382号土木部長通知）による。

エ 郵便差出箱

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とする。
- (2) 歩車道の区別のない道路は路端に、また側溝のある場合はその道路側に、法敷に余裕ある場合は法敷上とすること。
- (3) 曲角または消火栓から5.0m、火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
- (4) 郵便局庁舎前に設置する郵便差出箱は前各号によらず、これを当該庁舎機内とすること。
- (5) 投函口は歩車道の区別のある場合は歩道側に、区別のない場合は車道側に向けること。

※ 上記のほか、郵便差出箱へ取付けられる周知板については、「郵便差出箱への周知板の取付について」（昭和58年8月13日建設省道発第67号=昭和58年9月1日道維第249号土木部通知）による。

オ 公衆電話（電話ボックス含む）

- (1) 歩車道の区別のない道路では、原則として道路の建築限界外に設けること。
- (2) 歩車道の区別のある道路では、車道寄りの歩道上とすること。
- (3) 出入口は、道路の方向に合致すること。
- (4) 曲角又は消火栓から5.0m以上、横断歩道又は火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
- (5) 郵便局又は電話局の庁舎前に設置する公衆電話所は、前各号にかかわらず、当該庁舎構内とすること。
- (6) 公衆電話所の外面及び内部に添加又は貼付される広告については、別個の占用物件として取扱う。なお、営利目的のものは許可しない。

※ 公衆電話ボックス内に設置されるテレホン・カード自動販売機については、「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用の取扱いについて」（昭和63年1月4日道維第516号土木部道路維持課長通知）及び「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」（平成4年6月10日道政発第47号建設省路政課長通達）による。

カ 広告塔

- (1) 道路管理上の支障が大きいので、相当の必要があり、かつ、道路敷外に余地がなく真にやむを得ないと認められる場合以外は許可しない。
- (2) 法敷・道路広場・交通島等の有効路面外に設置すること。
- (3) 交通信号機・道路標識・道路標示・バス停留所標識等の確認に支障とならないよう、これらから十分な距離を確保すること。
- (4) 道路が交差し、又は屈曲する地点から5m以内には設けないこと。なお、交差点の見通しを阻害する虞れがある場合は、更に十分な距離を確保すること。
- (5) 構造及び材料は、風雨等により破損したり倒壊したりしない堅固なものであること。
- (6) 塗装のはく離や破損・腐朽により、危険若しくは不体裁となったものについては、速やかに修理又は撤去すること。
- (7) 占用期間は必要最低限とし、期間経過後は直ちに撤去すること。
- (8) 公安委員会・交通安全協会等の設置する交通安全等のPRに関する広告塔についても、必ず占用許可申請を必要とし、審査には占用許可基準を適用する。

キ 掲示板

掲示板のための道路占用については、官公署又は公共団体が占用する場合又は公共性を有するものに限るものとし、その位置構造は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 設置箇所については、交通及び地元居住者に支障のない位置であること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道の民地寄りに設置すること。
- (3) 歩車道の区別のない道路で側溝のある場合には側溝の縁石に接着させ、また側溝のない場合は原則として法敷上のみ設置を認める。
- (4) 高さ2.5m未満、長さ1.5m未満、柱の方径又は直径0.1m未満、厚さ0.2m未満とし、ひさしの下端は路面上2.0m以上とすること。
- (5) 色彩、意匠等は俗悪なものを避け、管理者が行なう掲示事項以外の広告物を添加、塗装又は掲示をしないこと。
- (6) 消火栓から5m以上、横断歩道又は火災報知機から1.0m以上の距離を保たせること。
- (7) 広告塔の基準の(4)から(8)に準じること。

ク 水管、下水道管又はガス管

水管、下水道管又はガス管及びこれに類するものの道路占用は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 道路の敷地外に余地がなく、公益上やむを得ないと認められる場合に認めることとし、歩車道の区別のない道路は法敷又は路肩部に、歩道がある場合は歩道内に設置すること。また、しばしば掘削することのないよう長期計画に基づいて行うこと。
- (2) 水管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は1.2m（工事上やむを得ない場合にあっては0.6m）以下としないこと。
- (3) 下水道管の本管を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は3m（工事上やむを得ない場合にあっては1m）以下としないこと。
- (4) 橋に取付ける場合には、桁の両側又は床版の下とすること。
- (5) 上水道各戸の取付管制水弁、下水道各戸取付管のマンホールは原則として私有地に設置すること。

※ 上記のほか、埋設基準及び橋梁添加基準については、「道路地下占用物件の取扱いについて」（平成11年7月1日道維第161号土木部長通知）及び「道路地下占用物件の取扱いの運用について」（平成11年7月1日道維第162号土木部道路維持課長通知）による。

ケ アーケード・がんぎ

アーケード（がんぎを含む。）の占用については、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発任第5号・警察庁発備第2号通達）により、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設け、その必要性や設置場所・構造等について審議のうえ、各機関の意見が一致した場合に限り許可することができる。

設置基準については、同通達に明記されているが、そのほか占用許可にあたっては次の各号による。

- (1) アーケード（がんぎを含む。）は相当の区間連続して設けられるものであるから、原則として、商店街等の団体による申請又は共同による申請が必要となる。また、団体等の場合には、その規約等を添付し、占用に係る責任の所在を明確にすること。
- (2) アーケード（がんぎを除く。）は、通常、長い年月にわたって設置されるものであるから、点検及び維持・修繕の計画を提出するとともに、その費用の裏付けについても充分検討する。
- (3) 占用期間は5年以内とし、更新時には前2号について再度確認する。
- (4) アーケード（がんぎを含む。）への添加物件は、別個の独立した占用物件として取扱う。

コ 仮設日よけ

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上に限る。
- (2) 支柱の建設の位置は横断歩道を避け、消火栓、火災報知機から3m以上、曲角から5m以上の距離をおいて縁石に接着して設け、他端は建築物で支持させるか、又は道路外に建設すること。
- (3) 支柱の直径は0.3m未満のものとし、日よけの材料はよしず、すだれ又は布等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行ない得るような簡易なもので通行人に危害を与えるおそれのないものであること。
- (5) 電柱類又は街灯に接近して危険を生じさせないようにすること。
- (6) 街路樹に損傷を与えないこと。
- (7) 商品、広告物又はその他の物件を添加したり、塗装したりしないこと。
- (8) 延長12m以下ごとに「少なくとも屋根の部分の撤去しやすいように」独立の構造としたものであること。
- (9) 日よけの下端から路面まで3.0m以上とすること。
- (10) 設置期間は6月1日から9月30日までの4ヶ月間を限度とすること。

※ 上記のほか、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日国消発第72号・建設省発任第5号・警察庁発備第2号通達）のアーケード設置基準第5項による。

サ 地下街、地下道、地下室、地下駐車場

- (1) 地下街、地下道、地下室、地下駐車場等の設置場所は、地下に埋設されている既存の危険物の地下タンク等から十分な距離をとった場所とすること。
- (2) 出入口は道路部には設けないものとする。但し、公共性があるものでやむを得ず道路部に設けざるを得ない場合は、道路交通の支障とならない場所に限り、道路部に設けることを認める。
- (3) 地下通路は公共的なものに限り認めるものとする。
- (4) 占用許可にあたっては、設置管理者の管理責任能力を審査することとし、申請者は、点検及び維持・修繕計画を提出するとともに、その費用の裏付けについても十分な説明を行うこと。

※ 地下街については、「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）、「地下街の取扱いについて」（昭和55年10月9日建設省都計発第110号、消防予第209号、警察庁乙備発第13号、鉄総第682号、55資庁第12279号）、「地下街に関する基本方針について」（昭和49年6月28日建設省都計発第60号・道政発第53号・住指発第554号）によるものとする。

シ 商品置場等

- (1) 道路部の占用は認めない。
- (2) 側溝及び路面の流排水を妨げない場所とする。
- (3) 一時的な占用で、取り除きが容易な物件・施設に限る。（実際には、一度占用すると長期間となることが多いので注意を要する。）なお、期間の更新は認めない。
- (4) 消火栓から5 m以上、火災報知機から3 m以上、曲角から5 m以上（交差点等で見通しを阻害する場合は更に十分な距離）離れた場所とし、また信号機、道路標識、バス停留所標識等の確認に支障を生じない場所とする。

ス 露店等

祝典、祭典、縁日、歳の市等仮設店舗のための道路占用は次の各号によること。

なお、祝典などの特別な事由による一時的なもの以外には、露店等の占用は認めない方針である。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄り又は路端寄りに設けること。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあつては路端寄りに設けること。
- (3) 交差点、道路の曲角、電車、バス停留所及び消火栓又は横断歩道から5 m以上、火災報知機から1 m以上の距離を保たせること。

(4) 百貨店、映画館、劇場等の出入口その他特に混雑する場所を避けること。

※ 上記のほか、「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」（昭和40年7月13日道号外土木部長通知）による。

セ ベンチ及び上屋

ベンチは、バス停留所、タクシー乗場、遊歩道、道の駅など歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合にのみ認めることとし、次の各号によること。

なお、上屋は、バス停留所又はタクシー乗場に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合にのみ認める。

ア) 設置場所

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては、物件の設置後において、幅員が原則として2 m以上（自転車歩行車道又は自転車歩行者専用道路にあつては4 m以上）確保されること。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあつては、道路の法敷等とすること。
- (3) 視聴覚者誘導用ブロックとの間に十分な間隔が確保されていること。

イ) 構造等

- (1) ベンチは原則として固定式とし、安全性及び耐久性を具備したものであること。また、その構造及び色彩が周囲の環境と調和するものであること。
- (2) 上屋の主要構造部は鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし地震、風圧、雪荷重等に対し十分な安全な構造とすること。
- (3) 上屋の支柱の位置は、歩車道の区別のある道路にあつては車道側、歩車道の区別のない道路にあつては民地側とする。
- (4) 上屋の幅は、原則として2 m以下とする。ただし、5 m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (5) 上屋の長さは、原則として12m以下とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (6) 上屋の高さは、原則として路面より2.5m以上とすること。
- (7) 上屋の主要構造部は他の建築物（公共用歩廊を含む。）に接続しないものとする。
- (8) 上屋は雨水の処理を考慮した構造とすること。
- (9) 上屋の色彩は原則として淡色とし、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- (10) 上屋は原則として壁面を有しないこと。ただし、バス停留所に設ける上屋で、かつ、運転者の視界を妨げる恐れのない場所（交差点付近以外等）に設置する場合に

のみ認めることとし、壁面の構造は次によること。

- ・ 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないこと
- ・ 壁面の面数は、三面以内であること
- ・ 壁面の材質は、透明なものであること
- ・ 道路状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること

(11) 上屋には、装飾のための電気設備の設置は認めない。ただし照明施設はこの限りでない。

ウ) 占用主体及び管理

- (1) 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会その他これらに準ずるものであって、適確な管理能力を有すると認められるものとする。
- (2) 上屋の管理については、占用者から予め管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

※ 上記のほか、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日建設省道政発第32号建設省道路局長通知）及び「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成15年1月31日国道利第24号国土交通省道路局長通達）による。

ソ バス停留所標識（照明式は除く。）

- (1) 街角、消火栓から5m以上、火災報知機から1m以上の距離を保たせること。
- (2) 広告物を添加することは一切認めない。
- (3) 固定式又は移動式とすることは自由であるが、何れも風雪により倒れないようにすること。
- (4) 破損あるいは腐朽して危険若しくは不体裁になったときは、すみやかに修理その他適当な設置を講ずること。
- (5) 歩車道の区別のある道路では、歩道上の車道寄りとする。
- (6) 歩車道の区別のない道路では、側溝に接着して設置し、法敷のあるところでは法敷に設置すること。
- (7) 意匠は道路標識、消防用標識等とまぎらわしくないものであること。

タ 照明式バス停留所標識

ア) 設置場所

- (1) 歩車道の区別のある道路では歩道上の車道寄りとし、歩車道の区別のない道路では待避所等一般通行に支障のない場所で民地寄りに設置すること。
- (2) 街角は避け、消火栓から5m、火災報知機から1m以上の距離を保つこと。

イ) 標識の規格

- (1) 標識は1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下部までの高さをいう。）と照明表示ボックスの高さの合計は3.0m以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45m以下とする。また、支柱の高さは標識全体の高さのおおむね4分の1とする。
- (2) 風雨等による倒壊を考慮して、固定式のを原則とする。
- (3) 照明等は、信号機の効用を妨げないものにし、表示面は、万一壊れた場合に一般通行に危害を与えることのないものを使用すること。

ウ) 広告物の添加

- (1) 広告物の添加場所は、進行車両の非対向面及び歩道面の二面に限定するものとし、広告面の広さは照明表示ボックスの各表示面の3分の1以下で、その位置は照明ボックスの最下段とすること。
- (2) 占用料は、バス停留所標識及び広告物の各々について山形県道路占用料徴収条例の別表により徴収する。

エ) その他

バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。

チ 簡易軌条施設

- (1) 歩車道の区別のない道路上で交通が頻繁でない箇所に限る。
- (2) 軌条の内側には護輪軌条を敷設すること。
- (3) 軌道面は路面となじみよく取り合わせる。
- (4) 占用期間中は、軌条間及びその外側0.6mの間の維持修繕は、許可を受けた者の負担において行うこと。

ツ 橋梁架設等

橋梁架設のうち、仮設工事のための短期間の道路占用については、次の各号によること。それ以外の場合は道路法第24条の出願工事として取扱う。

- (1) 法敷に栈橋を架設しようとする場合、これに必要な施設は、車道内に設けないこと。
- (2) 構造、強度が使用自的に耐えるものであること。

テ 広告、看板等

(1) 許可の範囲

- (イ) 新規占用は下記に該当するものを除き、原則として許可しないこととする。
 - a 国又は地方公共団体その他の公共団体が行政的目的を達成するために行うもの。

- b 政治団体又は学術団体が演説会、講演会等を開催するにあたり、その内容を周知させるために行うもの。
- c 公益を目的として設立された団体又は個人が、交通の安全、衛生思想の普及、火災の予防その他公益のため、これらに関する事項を周知徹底させるために行うもの。
- d 自己の店舗、営業所又は事業所において、住所、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの（自家用看板）
- (n) 占用許可を受け、現に設置されているものについては、占用期間満了後できる限り許可更新は行わないこと。ただし、前記(イ)に該当するものについてはこの限りでない。
- (h) 占用許可を受けずに設置されているものについては撤去すること。ただし、前記(イ)に該当するものについては、占用許可申請があれば許可することができる。

(2) 設置基準

- (イ) 建築限界を侵さないこと。現に設置されているもので、建築限界を侵しているものについてはすみやかに改築又は移設すること。
- (n) 電柱等の袖看板は車道の外側（民地側）に向けること。既設のもので内側に設置されているものについては、外側に向け直すこと。
- (h) 信号機、道路標識の効用を妨げ又は視距を減じないこと。既設のものでこれに該当するものについては、すみやかに撤去又は移設すること。
- (二) 俗悪色彩のものでないこと。既設のものは書き直すこと。
- (ホ) 道路上空を横断して設置しないこと。
- (ハ) 自家用看板は原則として突出看板とすること。

(3) 媒体物の占用許可

電柱、街路灯柱等広告物の媒介となる占用物件の許可に際しては、許可条件に広告、看板を掲出（添加又は塗装等）しないことと条件を付すため、厳守すること。なお、既設のものについては許可更新に際し、同様の処理をする。

なお、「はり紙」の不法添付については撤去を求める（屋外広告物法）。

※ 上記のほか、「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」（昭和40年7月13日道号外土木部長通知）に留意するとともに、「指定区間内の一般国道における路上広告物の占用許可基準」（昭和44年8月20日建設省道政発第52号道路局長通達）を準用する。

ト 建築工事施設等の一時占用について

工施用施設（板囲、足場等）、材料置場等の占用により道路本来の用途が侵害され、又は機能の低下を来している事例が少なくないので、道路本来の使命達成のため、

やむを得ないものを除き許可しない。なお、許可を行う場合は占用期間をできるだけ短期とするほか、下記による。

- (イ) 歩車道の区分がない道路占用は、法敷、側溝上又は路肩部分とすること。
- (ロ) 歩車道の区分がある場合は、歩道の民地側から歩道巾員の3分の1以内の箇所とすること。

ただし、歩道巾員の3分の1の値が1mをこえる場合は1mまでとする。

※ 上記のほか、「道路の使用及び占用の許可に関する警察署長と道路管理者との協議の運用について」（昭和40年7月13日道号外土木部長通知）による。

ナ 自転車駐車器具及び原動機付自転車等駐車器具

自転車駐車器具の占用は、次のいずれにも該当する場合にのみ認めることとし、許可の基準は「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）及び「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」（平成18年11月15日付け国道交安第28号国土交通省道路局地方道・環境課長通知）による。

- ① 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行にする等の相当の公共的利便に寄与すること。
- ② 一般公共の用に供するものであること。